

## 6 償却の方法の選定・変更

### (1) 減価償却資産の償却の方法の選定

#### ① 原則

減価償却資産の償却方法の選定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものと、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものとに区分した上で、資産の種類区分ごとに、かつ、有形減価償却資産等については設備等の種類区分ごとに選定し、資産を取得した日等の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています(所令 123①②)。

#### ② みなし選定

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産(以下「旧減価償却資産」といいます。)について「旧定額法」又は「旧定率法」等を選定している場合において、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産(以下「新減価償却資産」といいます。)で、同日前に取得したならば、旧減価償却資産と同一の区分に属するものについて前記①の届出をしていないときは、旧減価償却資産につき選定していた償却方法の区分に応じた償却方法を選定しとみなされ、新減価償却資産について「定額法」又は「定率法」等を適用することになります(所令 123③)。

#### ③ 法定の償却方法

「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」の提出をしていない新減価償却資産で前記②(みなし選定)に該当しない場合は、原則として、定額法(平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産は旧定額法)が法定の償却方法となります(所令 125 二)。

ただし、鉱業用減価償却資産は、生産高比例法(平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産は旧生産高比例法)が法定の償却方法となります。

(注) 建物の償却の方法は、平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したものは旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものは定額法となります。

この場合の「取得」には、購入や自己の建設によるもののほか、相続、遺贈又は贈与によるものも含まれます(所基通 49-1)。